

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年1月24日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

## 措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・前期）(22 監査第 54 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 計画及び設計について</b> <b>施設の修繕・改修等の設計に関し注意すべきもの</b></p> <p>(報告書 3 ページ)</p> <p>ホワイトリングの床張替え工事において、<math>5\text{ t/m}^2</math>の耐荷重の床で設計・施工を行っていた。</p> <p>ホワイトリングは、多目的な利用が可能な総合体育館として、市民による一般利用からプロスポーツ、式典、興行など幅広い利用を想定しており、通常 <math>3\text{ t/m}^2</math>程度の耐荷重があれば性能を満たすところ、フィギュアスケート大会の開催も想定し、アイスリンク設置に必要な <math>5\text{ t/m}^2</math>の耐荷重により設計・施工したものである。</p> <p>しかしながら、市内にある他のオリンピック施設であるエムウェーブやビッグハットでアイスリンクを設置している中で、ホワイトリングにおいてもアイスリンク利用を想定した設計とする必要性は低いと思われる。実際、長野オリンピックでフィギュアスケート及びショートトラックスピードスケート会場として利用されて以降、ホワイトリングでは一度もアイスリンクを設置しておらず、当面、アイスリンクの利用予定はない状況である。</p> <p>本年、2 町村との合併により市有施設が増加している中で、オリンピック施設を含め今後ますます施設の修繕や改修など維持管理面で多額の経費が見込まれる。厳しい財政状況も踏まえ、施設の維持修繕及び改修等においては、必要性や費用対効果を十分考慮した設計とするよう努められたい。</p> <p>(体育課)</p>	<p><math>5\text{ t/m}^2</math>の耐荷重で床の設計・施工については、2011 年世界フィギュアスケート選手権の開催が予定されており、アイスリンクの敷設・整備に耐える床の対荷重を検討した結果であった。</p> <p>今後の施設修繕及び改修等に当たっては、必要性及び費用対効果を、設計担当課と検討したうえで、設計する。</p> <p>(体育課)</p>

## 措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・前期）(22 監査第 54 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>2 積算について</b></p> <p>工事費の積算において、次のような不適切な事例が散見された。</p> <p>今後はこのようなことのないよう、積算基準に基づき、工事費積算の適正化を図るとともに、審査体制の強化を要望する。</p> <p>(1) 共通仮設費の積算に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>請負工事費は、材料費や労務費などの直接工事費のほか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費で構成されている。</p> <p>ピッチャーマウンド等を築造する工事について調査したところ、使用する購入土の配合試験費を直接工事費に計上していた。しかしながら、配合試験は、品質管理のために行う試験であることから、技術管理費として共通仮設費に「積み上げ計上」しなければならないが、共通仮設費の率計算対象額に加えられてしまい、その結果、「率計上」された共通仮設費が過大となっていた。</p> <p>(体育課・公園緑地課)</p>	<p>本来、諸経費として共通仮設費に積み上げ計上すべき土の配合試験費を直接工事費に計上したことは、積算基準における諸経費の理解不足及び積算時の不注意が原因であったため、積算担当者は積算基準の再確認、不適切であった設計内容の修正、違算額を算出（平成 22 年 8 月 18 日）し、設計担当課内において事例の周知徹底を図った。</p> <p>(体育課)</p>

## 措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・前期）（22 監査第 54 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p><b>3 契約について</b></p> <p>(1) 競合する関連工事の契約に関し注意すべきもの</p> <p style="text-align: right;">（報告書 4 ページ）</p> <p>柳原総合市民センター外構工事において、本体の建築工事と競合するため、建築工事の請負業者と随意契約した事例があった。</p> <p>当初は、本体の建築工事を平成 20 年 6 月から翌 21 年 9 月に行い、残り半年で外構工事を単独で行う予定であったが、実施設計が予定より半年延び、そのため本体の建築工事でも予定より半年遅れ（工期：平成 20 年 12 月 18 日～平成 22 年 3 月 12 日）、結果として外構工事の工期（同：平成 21 年 10 月 26 日～平成 22 年 3 月 19 日）と重なることとなった。</p> <p>当初の設計どおり本体工事と外構工事を別工事として発注したことにより、資材搬送などで工事が競合するために外構工事を随意契約としたものである。</p> <p>しかしながら、実施設計が遅れた時点で、工事が競合することは明らかであるのだから、本来であれば外構工事について債務負担行為補正を行い、建築主体工事と一括して発注することも検討すべきであった。</p> <p>過去においても同様の理由により随意契約を行った事例があるが、今後予定される同様の施設建設工事に当たっては、全体の工事計画に細心の注意を払うことで、可能な限り競争性や経済性を考慮した事務執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（庶務課・生涯学習課・建築課）</p>	<p>今回の契約については、実施設計の契約延長の際に、全体の事務スケジュールを見直すだけの時間的余裕が不足していたことが原因であった。</p> <p>今後同様の施設建設においては、当初の段階で全体スケジュールに余裕を持たせると同時に、個別の業務スケジュールが変更となりそうな段階で、以後のスケジュールに支障がないかどうか早急に関係者間で協議を行う。</p> <p>上記により、余裕のある建設計画と、常に全体計画を見直す体制を取ることで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p>

## 措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・前期）(22 監査第 54 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2)小規模工事での発注に関し注意すべきもの</p> <p style="text-align: right;">(報告書 5 ページ)</p> <p>野外彫刻及びその作品の銘板設置工事において、同じ現場で工期・工種も同じにもかかわらず、契約金額 50 万円以下の工事（以下「小規模工事」という。）で同一業者に分割発注している事例があった。</p> <p>書類を確認すると業者選定委員会において、起案日も同日で候補事業者も同じ 3 社としていた。また、設計付見積書の内訳を見ると同一の工事内容として扱えるものであり、あえて分割する必要はなく、100 万円未満の工事として入札により一括発注する方が適当であったと考えられる。</p> <p>小規模工事は、各担当課・支所に設けられた業者選定委員会で請負業者を選定することにより入札が不要となるため、事務負担の軽減等の利点もあるが、その一方で選定理由が不透明な面も否定できない。安易に小規模工事として分割発注することなく、業者選定の透明性や公平性、工事費の経済性等を考慮し、適正な工事発注に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課・駅周辺整備局)</p>	<p>銘板設置について作家の意向が確認できず、一括発注すると年度内竣工ができなかったため、分割発注したものである。</p> <p>今後は、設計・監督等の依頼先（課）と連絡を密にし、関係法令、規則等に則り、工事の透明性、経済性及び競争原理を働かせ、公平かつ適正な工事発注に努めるよう周知徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>

## 措置の通知書

平成 22 年度 随時監査（工事監査・前期）（22 監査第 54 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>4 施工について</b></p> <p><b>施設の完成図書が不正確であったもの</b> (報告書 7 ページ)</p> <p>野球場の人工芝張替え工事において、施設完成図書に基づき張替え面積を算出し発注したが、請負業者が工事に先立ち実施した起工測量の結果、張替え面積を 300 m<sup>2</sup>強増工する必要が生じた。</p> <p>これは、野球場施設を新設した時点で、施設と共に納品された完成図書に誤りがあったため発生したものである。</p> <p>施設は平成 8 年度に完成したが、10 年以上経過したため当時の竣工書類等は破棄されており、完成図書だけが残されている。</p> <p>完成図書類は、その後の維持管理上必要不可欠なものであることから、再度確認の上、誤りを訂正するとともに、今後同様の誤りがないよう、施設の引受時においては十分な精査に努められたい。</p> <p>(体育課・公園緑地課)</p>	<p>施設の完成図書が不正確であったことについては、竣工施設引き受け時の確認不足であったため、当該完成図書の修正を行った。今後は十分な精査を実施したうえで引き受けることとし、課内に周知徹底を図った。</p> <p>(体育課)</p>